

農地を貸したい、借りたい、買いたいという皆様へ

■農地の貸し借りに関する手続き

農地中間管理機構（新潟県農林公社内）が貸し手から農地を借り受け、借り手へ農地を賃借する際の手続きです。

○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ相談・・・農地を貸したい方（貸し手）と借りたい方（借り手）が決まっている場合は、農用地等の情報（地番や地目）や賃貸の情報を事務局へ提出します。
- ②農業委員会は、①の情報をもとに、賃貸の情報を記載した「農用地利用集積等促進計画（以下、計画という）」の案を作成し、借り手に貸し手の分と合わせてお渡しします。
- ③借り手は、貸し手から必要事項の記入や押印のうえ、自分の分も含め②の計画を農業委員会事務局へ提出します。（4ページの受付締切日参照）
- ④貸し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から借り手への貸付は、②の計画が公告されることにより決定します。
- ⑤公告後、計画書の写しを貸し手と借り手に送付します。

注意してください

◎貸し手は、農地の所有者です。

所有者が亡くなっている場合は、相続登記完了後の手続きをお願いします。
相続登記未了地は、1/2を超える法定相続人の同意で手続きできます。

◎貸し手や借り手が死亡や転出などにより、連絡先が分からなくなりトラブルになる事例が増加しています。
手続き時は、ご家族の連絡先を共有したり日常からの円滑なコミュニケーションをお願いします。



※農地中間管理機構を通じた貸借には、農地の貸し手と借り手の双方から、賃貸借料の0.5%が手数料として徴収されます。

※これまでの相対での契約（利用権設定）は、令和7年3月31日で終了しました。